

日本体育・スポーツ・健康学会 学会参加時の子育て・介護などに対する
経済的支援（ライフイベント支援）について

（目的）

1. 一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会が、子育て、介護など様々なライフイベントを迎えている研究者に対して、学会大会への参加を促すための経済的支援（ライフイベント支援）を行う。

（申請対象）

2. 以下（１）～（４）の条件すべてを満たす者とする。
 - （１）日本体育・スポーツ・健康学会会員であること。
 - （２）当該年度の日本体育・スポーツ・健康学会大会に参加したこと（発表の有無は問わない）。
 - （３）学会大会参加時に次の（ア）か（イ）に該当する費用が発生したこと。
 - （ア）**臨時**で以下のサービスの何れかを大会開催地もしくは居住地域等で利用した場合。
 - 保育園（延長保育含む）
 - 幼稚園（延長保育含む）
 - 学童（延長保育含む）
 - ベビーシッター
 - 一時預かり（大会設置以外の託児所等）
 - ファミリーサポート
 - 介護ヘルパー
 - 介護のためのデイサービス
 - 介護施設での宿泊
 - 家事代行サービス（見守り含む）
 - （イ）生後３ヶ月～小学生を大会開催地に同伴させるために交通費（航空券を含む公共交通機関運賃）が発生した場合。
 - （４）科研費を含む研究費あるいは所属先の制度等で上記の利用費が補助されていないこと。

（助成額、対象人数、対象経費、対象期間）

3. 助成額は、15,000円を上限とする実費（ただし千円未満は切り捨て）。
4. 会員1人につき申請は毎年度1件までとするが、1件の申請内の対象人数（複数の子ども、育児と介護等）は制限しない。
5. 助成対象経費は、第2条（3）に定められているサービス等にかかる費用とする。ただし、多くの方にご利用いただくために助成額を変更することもある。
6. 第2条（3）（ア）に定められているサービス等の対象期間は、当該年度の日本体育・スポーツ・健康学会大会の開催期間とする。ただし（イ）についてはこの限りではない。

(申請書類)

7. 助成を希望する学会員は、次の申請書類を学会事務局 (taiiku-info@taiiku-gakkai.or.jp) 宛に提出する。
- ・学会大会参加費決済完了のお知らせメールのコピー (pdf ファイル)
 - ・ライフイベント支援利用申請書
 - ・第2条(3)(ア)に該当する場合は、利用額がわかるサービス提供者からのサービス利用報告書、あるいは領収書(利用日時記入のこと)をスキャンしたファイル
 - ・第2条(3)(イ)に該当する場合は、公共交通機関運賃を示す切符・航空券の半券、および利用者の年齢を示す証明書などの写真

(申請期間)

8. 原則として学会大会終了後3週間以内とする。

(審査、決定)

9. ダイバーシティ委員会、会計委員会において、申請書類に基づき助成の可否を審査し、直近の理事会で決定し、申請者に通知する。

(備考)

10. 本制度の対象となる同伴家族は大会開催会場の口頭発表会場(レクチャー、シンポジウム等を含む)、ポスター発表会場には入室できないが、大会設置託児所やその他の休憩場所を利用できる。ただし大会設置託児所の利用には別途手続きが必要である。

以上